



長野県報

9月9日(月)
令和6年
(2024年)
第541号

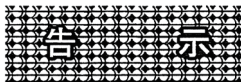
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件の変更(4件)(森林づくり推進課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

公告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課).....	4
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	6
砂利採取業務主任者試験の実施(河川課).....	6



長野県告示第487号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年9月9日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿智村(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第488号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年9月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年9月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年9月9日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第491号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年9月9日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡木島平村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第492号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和6年9月9日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡野沢温泉村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び野沢温泉村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年9月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

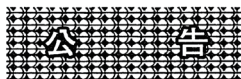
令和6年9月9日

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 141号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
南佐久郡南牧村大字海ノロ字山の影1575番の3地先から 南佐久郡南牧村大字海ノロ字朝日平1471番の2地先まで	旧	m 20.9 ~ 42.3	km 0.0874
同 上	新	20.9 ~ 36.3	0.0874

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年9月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリ南長野
長野市篠ノ井杵淵字大門西1300番地ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内1-5-1新丸の内ビルディング